

令和2年4月27日

学生 各位

理事（教育担当）・副学長

日本国政府による全国民を対象とした1人につき10万円の  
特別定額給付金（仮称）の支給について

**（本学の奨学金とは無関係であり、本学の奨学金の選考等への影響は全くありません。）**

このことについて、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）により、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的とした、特別定額給付金（仮称）事業の実施が予定されており、文部科学省からは本事業の学生への周知を依頼されています。

については、該当する学生は忘れずに申請のうえ、必ず給付を受けてください。

▼事業の概要▼【総務省 HP】[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/kyufukin.html](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html)

○基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者が給付対象者。

（その者の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付。）

※住民票を実家から移して一人暮らしをしている場合、世帯主となるため自分で申請する必要があります。

○住民基本台帳に記録された国内在住の外国人も対象。

（申請に関して質問等がある場合は、学務課国際交流室

tuat-international-office\*m2.tuat.ac.jp までご連絡下さい。“\*”を@に代えて下さい。）

○海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても給付対象。

（住民票を復活させる手続きが必要です。基準日を過ぎた後でも復活の手続きは可能です。）

○申請は、市区町村から郵送された又は今後郵送される申請書により郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）で行うこととなります。

○給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施。

○申請期限は郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

**給付金を装った詐欺等の発生に注意**

市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません

※不審な電話、メール、郵便物等があった場合は、直ちに各地区の学生担当へ連絡すること。